

1丁

		省務省		本籍		氏名		昭和九年三月二六日	
		出生地		現住所		出生年月日		年月日	
		年	月	日	事	項	名	月	日
四	二九	"	"	"	司法試験第二次試験合格	司法試験管理委員会	山口悠介	やまぐちゆうすけ	昭和九年三月二六日
四二	三二五	三二五	東京地方検察庁検事に配置換する	"	東京大学法学部卒業	最高裁判所	名	名	昭和九年三月二六日
		"	"	"	司法修習生の修習終了	法務省	名	名	昭和九年三月二六日
		"	"	"	検事二級（東京地方検察庁検事）に採用する	法務省	名	名	昭和九年三月二六日
		"	"	"	静岡地方検察庁検事に配置換する	法務省	名	名	昭和九年三月二六日
		"	"	"	東京地方検察官事務取扱を命ずる	東京高等検察庁	名	名	昭和九年三月二六日

2丁		法務省		年 月 日	事項	法務省序名
昭和四三	六二七	"	"			
五一	"	四七	八一五	出張期間は昭和四六年一〇月四日から同月八日までとする 法務省刑事局付に充てる	東京地方検察庁検察官事務取扱を免ずる 法務事務官（法務省刑事局付）に併任する	"
一	五	四八	三二三	法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する 法務省刑事局付に充てることを解く	沖縄へ出張を命ずる	"
二四	七	四九	二〇	法務大臣官房人事課付に充てる 検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する 法務省刑事局付に充てることを解く	"
		五〇	一二五	併任の期間は昭和四九年一二月三一日までとする 司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	併任の期間は昭和四九年一二月三一日までとする 司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	"
				併任の期間は昭和五〇年一二月三一日までとする 検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	併任の期間は昭和五〇年一二月三一日までとする 検察官特別考試審査会臨時委員に併任する	"
				併任の期間は昭和五〇年一二月三一日までとする 司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	併任の期間は昭和五〇年一二月三一日までとする 司法試験（第二次試験）考查委員に併任する	"

3丁		法務省		年	月	日	事項	法務省
昭和五一	三二二	"	"					
"	五七	"	"	二〇	二〇	二〇	デンマーク、オランダ、西ドイツ、スイス、イタリア、フランス及びアメリカ合衆国の各国へ出張を命ずる	大蔵事務官（国税庁調査監察部監察課）に併任する
"	五五	"	"	五二	八	一五	出張期間は昭和五一年一一月八日から同年一二月七日までとする	国税庁
"	三	四	四	五四	九	かねて法務省人権擁護局付に充てる	かねて法務総合研究所教官に充てる	"
"	二五	一	九	法務大臣官房参事官に充てる	大蔵事務官（国税庁調査監察部監察課）の併任を解除する	国税庁	法務省刑務課国際犯罪対策室長に充てることを解く	法務省
東京地方検察庁検事に併任する				法務省人権擁護局付に充てることを解く	かねて法務省刑務課国際犯罪対策室長に充てる	法務省	法務総合研究所教官に充てることを解く	法務省
				法務大臣官房参事官に充てることを解く	法務省刑務課国際犯罪対策室長に充てることを解く	法務省	法務大臣官房参事官に充てることを解く	法務省
				東京高等検察庁検事に配置換する	東京高等検察庁検事に配置換する	東京高等検察庁	東京地方検察庁検事に配置換する	東京地方検察庁

4丁		法務省						山口悠介	
		年	月	日	事項	法務省	山口悠介		
"	三	"	"	"	東京地方検察庁検事に配置換する				
九	四	一〇	"	"	東京地方検察庁総務部長を命ずる				
二六	四	三〇	二〇	二〇	東京地方検察庁検事の併任を解除する				
					昭和五九年度司法修習生考試につき司法修習生考試委員会考查委員				
					を委嘱する				
					東京地方検察庁特別捜査部長を命ずる				
					東京地方検察庁総務部長を免ずる				
					最高検察庁検事に配置換する				
					東京地方検察庁検事に配置換する				
					東京地方検察庁次席検事を命ずる				
					法制審議会刑事法部会委員に併任する				
					最高裁判所刑事規則制定諮詢委員会委員に任命する				
					最高裁判所刑罰法部会委員の併任を解除する				
					最高裁判所刑罰規則制定諮詢委員会委員を免ずる				
					最高検察庁検事に配置換する				
					オランダ、スペイン、イタリア、フランス及び連合王国の各国へ出				
		法務省	最高裁判所	法務省	最高裁判所	法務省	山口悠介		

5丁		法務省										山口悠介	
		年	月	日	事項								
		平成四	一二	一〇	"	"	出張期間は平成三年一〇月四日から同月一七日までとする					法務省	
		五	一	一一〇	一〇	一〇	最高検察庁総務部長を命ずる					最高裁判所	"
		六	二	二四	二四	二四	司法修習生考試委員会委員を委嘱する					法務省	
		七	二	七	七	七	大韓民国へ出張を命ずる					最高裁判所	
		八	三	八	八	八	出張期間は平成五年七月一二日から同月一七日までとする					法務省	
		一〇	一六	一〇	一〇	一〇	最高検察官特別考試審査会臨時委員に併任する					最高裁判所	
		一	二〇	一	一	一	検察官特別考試委員会委員に併任する					法務省	
		六	六	六	六	六	併任の期間は平成五年一〇月一九日までとする					最高裁判所	
		"	"	"	"	"	矯正保護審議会幹事に併任する					法務省	
							矯正保護審議会委員に併任する					最高裁判所	
							併任の期間は平成六年一二月三一日までとする					法務省	
							検察官特別考試審査会臨時委員に併任する					最高裁判所	
							併任の期間は平成六年一二月三一日までとする					法務省	